

湖 東 信 用 金 庫 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この金庫は、湖東信用金庫と称する。

(事 業)

第 2 条 この金庫は、次の業務を行う。

- (1) 預金または定期積金の受入れ
- (2) 会員に対する資金の貸付け
- (3) 会員のためにする手形の割引
- (4) 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- (5) 為替取引
- (6) 上記(1)～(5)の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
- (7) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記(6)により行う業務を除く。)
- (8) 担保付社債信託法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
- (9) その他前各号の業務に付帯又は関連する業務

(地 区)

第 3 条 この金庫の地区は、別表 1 のとおりとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この金庫は、主たる事務所を滋賀県東近江市に置き、従たる事務所を別表 2 の各地に置く。

(会員たる資格)

第 5 条 次に掲げる者は、この金庫の会員となることができる。ただし、第 1 号または第 2 号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が 300 人を超える事業者を除くものとし、第 1 号または第 2 号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつその資本金の額または出資の総額が 9 億円を超える事業者を除くものとする。

- (1) この金庫の地区内に住所または居所を有する者
- (2) この金庫の地区内に事業所を有する者
- (3) この金庫の地区内において勤労に従事する者
- (4) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員
- (5) この金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者（信用金庫施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した者に限る。）
- (6) この金庫の役員

2 前項の規定にかかわらず、別表3各項の1に該当する者は、この金庫の会員となることができない。

（公告の方法）

第6条 この金庫の公告（信用金庫法又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものは除く。）は、この金庫の事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、京都市において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。

第2章 会 員

（出 資）

第7条 出資1口の金額は金500円とし、金銭による全額一時払いとする。

第8条 会員は出資1口以上を有し、かつ、その出資額は5,000円以上でなければならない。

（議決権の代理行使）

第9条 会員は第22条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の会員でなければ代理人となることができない。

2 代理人は、総会ごとに代理権を証する書面をこの金庫に提出しなければならない。

（加 入）

第10条 会員となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの金庫に差し出し、その承諾を得なければならない。

(1) 引き受けようとする出資口数

(2) この金庫の地区内に住所または居所を有する者は、その氏名または名称及び住所または居所

- (3) この金庫の地区内に事業所を有する者は、その氏名、名称または商号、事業所の所在地、常時使用する従業員数及び法人にあってはその資本金の額または出資の総額
- (4) この金庫の地区内において勤労に従事する者は、その氏名及び住所又は居所ならびに勤務所の名称及び所在地
- (5) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員は、その氏名及び住所または居所並びに事業所の名称及び所在地
- (6) この金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者（信用金庫施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した者に限る。）は、その氏名及び住所又は居所
- (7) この金庫の役員は、その氏名及び住所又は居所
- (8) 暴力団員等（別表3第1項に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないこと、及び別表3第2項各号の1に該当しないことの表明、並びに将来にわたっても該当しないことの確約
- (9) 自ら又は第三者を利用して別表4第3項各号の1に該当する行為を行わないことの確約

2 会員となろうとする者が法人である場合には、前項の加入申込書に登録事項証明書その他法人格を証する書面を添付しなければならない。

（相続加入）

第11条 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが、この金庫に対しその会員死亡の日から3月以内に前条第1項の手続きにより加入の申出をした時は、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に会員となったものとみなす。この場合においては、相続人たる会員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

2 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

（記載事項変更の届出）

第12条 第10条第1項第2号から第7号まで及び同条第2項に掲げる事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくこの金庫に届け出なければならない。前条の規定による加入の申出についても同様とする。

（自由脱退）

第13条 会員がこの金庫に対しその持分の譲り受けを請求したときは、この金庫はその請求の日から6月を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとし、その譲受けの額は、その会員の出資額を超えることができない。

2 前項の規定による譲り受けにより有することとなる持分は、この金庫の

出資総口数の100分の5に相当する持分を限度とする。

- 3 総会において他の金庫と合併の決議があつてから1月以内に、会員がこの金庫に対し合併に反対であるとの理由でその持分の譲り受けを請求したときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、この金庫は、合併の日までにその持分を譲り受けるものとする。
- 4 前項の持分その他やむを得ない理由によりこの金庫が金融庁長官の承認を受けて有することとなる持分があるときは、これらを除いたところにより第2項の規定を適用する。

(法定脱退)

第14条 会員は、次の事由によつて脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡または解散
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 除名
- (5) 持分の全部の喪失

2 会員は、その出資額がこの金庫の出資一口の金額の減少その他やむを得ない理由により第8条に定める出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなった日から1年以内に当該最低限度額に達しない場合には、その期間を経過した日に脱退する。

(除名)

第15条 会員が別表4各項の一に該当するときは、総会の議決によつて除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

2 別表4第5項の事由により会員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その会員が住所等(第10条第1項第2号から第5号まで及び第7号に掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。)に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの金庫への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。

(脱退者の持分の払戻し)

第16条 会員は第14条第1項第1号から第4号まで又は同条第2項の規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができるものとし、その払戻しの額は、その会員の出資額を超えることができない。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第17条 この金庫の役員は、理事11人以内、監事3人以内とする。

2 役員は、総会の決議によって選任する。ただし、理事については少なくともその定数の3分の2は、会員又は会員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。

3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、3月以内に補充しなければならない。

(代表理事等)

第18条 この金庫に会長を置くことができ、理事長1人を置き、専務理事1人及び常務理事2人を置くことができる。

2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により、理事のうちから選任し、理事長のほか、会長、専務理事、常務理事のうち理事会で決議したものは、各自この金庫を代表する。

3 理事長は、この金庫の業務を統轄し、専務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を処理する。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、専務理事または常務理事が理事長の職務を行う。

(理事会)

第19条 理事会は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き会長又は理事長が招集する。

2 会長又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により専務理事又は常務理事が理事会を招集し、会長、理事長、専務理事及び常務理事ともに事故があるときは、他の理事が理事会を招集することができる。

3 理事（理事長及び前項により理事会を招集することができることとなる理事を除く。）及び監事は、理事会の目的である事項を示した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった場合において5日以内にその請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求を行った理事又は監事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、会日の3日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 6 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。
- 7 この金庫は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 8 この条に定めるほか、理事会の招集及び運営については理事会規程において定める。

（ 役員 の 任期 ）

第20条 理事及び監事の任期は就任後2年以内の、最終の事業年度に関する通常総代会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の残任期間と同一とする。

第4章 総会及び総代会

（ 総会 の 招集 ）

第21条 この金庫の通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に招集する。

- 2 臨時総会は、必要があるとき何時でも招集することができる。

（ 総会 招集 の 手続 ）

第22条 理事（法令の定めにより会員が総会を招集する場合にあっては、当該会員）が総会を招集しようとするときは、会日の7日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面をもって各会員に通知を発しなければならない。

（ 総会 の 議事 ）

第23条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事がこれに代る。

- 2 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、緊急の必要があると総会が決議した事項については、この限りでない。

（ 総代会 ）

第24条 この金庫に、総会に代るべき総代会を設ける。

- 2 総代会は、会員のうちから選任された総代でこれを組織する。
- 3 総代会については、総会に関する規程を準用する。

(総 代)

第 2 5 条 総代の定数は 7 0 人以上 9 0 人以内とする。

2 総代の任期は 3 年とする。

3 補欠又は増員により選任された総代の任期は、他の総代の残任期間と同一とする。

(総代の選任区域及び定数)

第 2 6 条 総代選任のため、この金庫の地区を 5 区の選任区域に分ち、総代の定数は会員数に応じて選任区域ごとに定めるものとする。

2 総代の選任区域及び選任区域ごとの総代の定数は別に定める。

(選考委員)

第 2 7 条 総代選任のため選任区域ごとに選考委員をおく。

2 選考委員の数は、選任区域ごとに 3 人以上とする。

3 理事長は、総代会の決議により会員のうちから選考委員を委嘱し、その氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示するものとする。

4 第 2 項に規定する選考委員の定数が欠けたときは、その後最初に招集される総代会の決議により選任する。

(総代候補者の選考)

第 2 8 条 選考委員は、総代選任の必要が生じたときは、当該選任区域の総代の定数に相当する総代となるべき者（以下「総代候補者」という）を選考し、その氏名を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があったときは、直ちに、総代候補者の氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示し、かつ、かかる掲示が行われている旨の公告を第 6 条に規定する公告方法（この金庫の事務所の店頭に掲示して行う方法を除く。）と同じ方法により行わなければならない。掲示の期間は 1 週間を下らないものとする。

3 会員は、前項の掲示に係る総代候補者のうち総代となることについて異議のある者があるときは、当該掲示に係る公告の掲載のあった日から 2 週間以内にこの金庫に対し当該総代候補者の氏名を申し出ることができる。

(総代の選任)

第 2 9 条 総代候補者について、前条第 3 項の規定による異議の申出をした者が当該選任区域の会員数の 3 分の 1 に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示するものとする。

2 前項の掲示の期間は 1 週間を下らないものとする。

(異議のある場合の措置)

第30条 総代候補者について、第28条第3項の規定による異議の申出をした者が当該選任区域の会員数の3分の1に達したときは、選考委員は当該総代候補者に代えて他の総代候補者を選任するものとする。ただし、当該総代候補者の数がその選任区域の総代の定数の2分の1に満たないときは、あらためて選考を行わないことができる。

2 前項の規定により選考された総代候補者については、第28条、第29条及び前項の規定に従うものとする。

第5章 経 理

(事業年度)

第31条 この金庫の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第32条 剰余金は、法定準備金、特別積立金、配当金及び繰越金としてこれを処分する。ただし、総会において決議したときは、その他の積立金をも積み立てることができる。

(法定準備金)

第33条 この金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の10に相当する金額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。

(配 当)

第34条 出資額に応じてする剰余金の配当の率は、出資額に対して年1割以下とする。

2 会員の金庫の事業の利用分量に応じてする配当は、その事業年度内においてこの金庫が会員に支払った預金利息、定期積金の給付補填金又は会員がこの金庫に支払った貸付金利息若しくは割引料を標準とする。

3 配当金の計算上生じた円位未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失の処理)

第35条 損失の補填は、特別積立金、第32条ただし書の規定による積立金、法定準備金の順序に従って行う。

(財産の分配方法)

第36条 この金庫の解散のときにおける財産の分配は、出資額に応じて按分して行う。

付則

第 27 条第 3 項及び第 4 項の改正は、平成 31 年に実施する総代選任のためにおく選考委員の選任から実施する。

昭和 23 年 8 月 17 日 制 定

：

略

：

55 年 6 月 18 日 一部改訂

57 年 6 月 29 日 //

58 年 12 月 3 日 //

59 年 3 月 8 日 //

59 年 6 月 5 日 //

60 年 3 月 11 日 //

60 年 5 月 日 //

61 年 2 月 25 日 //

62 年 6 月 22 日 //

平成 1 年 5 月 9 日 //

1 年 10 月 17 日 //

2 年 5 月 28 日 //

3 年 8 月 26 日 //

4 年 5 月 29 日 //

5 年 5 月 12 日 //

6 年 5 月 12 日 //

7 年 10 月 4 日 //

8 年 7 月 1 日 //

9 年 5 月 15 日 //

10 年 6 月 16 日 //

11 年 6 月 30 日 //

13 年 6 月 28 日 //

14 年 6 月 26 日 //

14 年 7 月 18 日 //

16 年 6 月 23 日 //

17 年 6 月 21 日 //

17 年 7 月 19 日 //

17年11月21日	〃
18年 6月20日	〃
18年 8月24日	〃
18年12月15日	〃
19年 9月30日	〃
20年12月 1日	〃
24年 8月15日	〃
24年11月 7日	〃
27年 7月27日	〃
28年 7月21日	〃
30年 7月23日	〃
30年12月21日	〃

別 表 1

(地 区)

滋 賀 県

別 表 2

(従たる事務所の所在地)

日 野 支 店	滋賀県蒲生郡日野町
能 登 川 支 店	滋賀県東近江市
永 源 寺 支 店	滋賀県東近江市
水 口 支 店	滋賀県甲賀市
緑 町 支 店	滋賀県東近江市
蒲 生 支 店	滋賀県東近江市
五 個 荘 支 店	滋賀県東近江市
甲 南 支 店	滋賀県甲賀市
湖 東 支 店	滋賀県東近江市
石 部 支 店	滋賀県湖南市
近江八幡支店	滋賀県近江八幡市

別表 3

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- 2 次の各号の1に該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

別表 4

- 1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後 6 月以内にその義務を履行しないとき。
- 2 法令若しくはこの金庫の定款に違反し、この金庫の事業を妨げ又はこの金庫の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 3 自ら又は第三者を利用して次の各号の 1 に該当する行為をしたとき。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、又はこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 定款第10条第 1 項第 8 号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 5 5年以上継続してこの金庫の事業を利用せず、かつ、この金庫がその会員に対してする通知又は催告が 5年以上継続して到達しないとき。

以 上